

中国の人権の現状と人権侵害の法的根拠

The Present Situation of Human Rights in China and the Legal Basis of Human Rights Abuses

齊 藤 功 高*

Yoshitaka SAITO

趣旨：中国の憲法、刑法、刑事訴訟法に人権規定が導入されたにも関わらず、中国の人権侵害はどのように無くならないのか、人権侵害は、中国の法律上どのような根拠で正当化されているのかについて考察した。その結果、中国の法律には人権規定はあるが、人権の価値より、社会主義体制の存続、すなわち共産党の存続の価値の方が高位にあり、そのために、法律の曖昧さあるいは抜け穴を利用して、共産党批判を封じ込めようとしている。中国政府は、そのような法律の解釈を通して、公然と体制批判をする人々の人権を侵害し続けているのである。

キーワード：中国の人権の現状、中国の憲法、中国の刑法、中国の刑事訴訟法

はじめに

中国の人権侵害は、国連を始め、アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチなどの国際 NGO によっても指摘されている。2016 年 10 月 1 日より 10 日まで、新疆ウイグルを訪問し、中国における人権の現状を視察した。そこで、それを契機に、中国の人権状況と中国憲法あるいは刑法や刑事訴訟法では人権はどのように規定され保障されているのか、人権の規定があるのも関わらず、どうして人権が侵害されているのか、どのような法的根拠によって人権侵害は正当化されているのかについて簡単な考察を試みたいと思う。

1. 新疆ウイグルにおける現状

2010 年 10 月 1 日から 10 日まで、中国の新疆ウイグル自治区を訪問した。訪問した所は、ウルムチ、カシュガル、トルファンである。

首都ウルムチでは、高層アパートの建設ラッシュを目撃した。これらの高層アパートは、おそらく漢族のためのものであり、ウイグル族の為でないことは明らかだった。ウイグル族と漢族の

* さいとう よしたか 文教大学国際学部



図1 ウルムチ市内（2016年8月筆者撮影）



図2 ウルムチ市内（2016年8月筆者撮影）

住居ははっきりと分かれていたからである。ウルムチの中心、あるいは中心に近い所に立つ高層アパートは明らかに漢族のためである。中国政府が大量の漢族を新疆ウイグルに移民させているので、そのための住居が必要になる。その一方で、ウルムチ市内には団結を呼びかける多くの垂れ幕があった（図1）。

しかし、ウルムチの中心部には、武装警官の装甲車両がところどころに止まっており、武装警官が警備していた（図2）。2009年のウイグル騒動のような暴動を警戒していることは明白だった。

また、商業ビルに入る際には、空港の保安検査場にあるような金属探知機を通らなければならず、水のペットボトルまで没収された。ウルムチの中心部は、漢人が多く、ウイグル族は少なかった。ウルムチには多くの漢族の旅行者が訪れていた。

ウイグル人街のレストランに入ると、そこにいる人々は一斉にこちらの方を向いた。そして、私が日本人だと分かると安心したかのようであった（図3）。

ウルムチの一角にはウイグル族の集まる新疆国際大バザールがあり、そこは、まるでトルコのように、中国とは全く異質の文化があった（図4）。そこにも装甲車両があり、武装警官が取り締まりをしていた（図5）。

次に訪れたのは、カシュガルである。カシュガルの中心はイスラム教のモスク、エイティガール寺院周辺である。その近くの通りには、民族団結の垂れ幕があったが（図6）、直ぐ近くの大きな公園には、やはり、武装警官と装甲車両が待機していた（図7）。



図3 ウルムチ市内（2016年8月筆者撮影）



図4 ウルムチ市内（2016年8月筆者撮影）



図5 ウルムチ市内（2016年8月筆者撮影）



図6 カシュガル市内（2016年8月筆者撮影）



図7 カシュガル市内（2016年8月筆者撮影）

タクシーのドライバーにはウイグル族が多く、中には北京語があまり話すことができず、漢字も書けない人もいた。若いウイグル族は北京語ができると思うが、少し年配者になると北京語の教育を受けていない世代のようだった。

最後に、トルファンを訪れたが、ここは漢族が前2つの都市に比べて少ないように思われた。ウイグル族が多く、その点、まだウイグル族の町の態をなしていた。しかし、ウルムチからトル

ファンに入るためには、一旦トルファンのボーダーでバスを降り、身分証明書を提示しなければならなかった。

新疆ウイグル自治区にはイスラム教のモスクが多くあり、外観上信仰は制限されていないように見受けられたが、私服警官の監視下にあるように思われた。

ウイグル族はトルコ系の民族であり、その民族の帯はトルコからシルクロードを通して、新疆ウイグルまで延びている。もちろん、宗教はイスラム教である。その意味で、ウイグル族は中国よりもシルクロード一帯のイスラム教の国とシンパシーが強い。彼らは、東トルキスタン共和国の一員であるとの思いが強い。中国政府はそれを警戒しており、漢人の大移民政策を進めているのだ。至る所に民族融和のスローガンが掲げられているが、中国政府がウルムチ族の暴動を警戒していることは明らかだった。

2. 中国での人権侵害の実態

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2016年11月から、著名な3人の人権活動家である、劉飛躍 (Liu Feiyue) 氏、江天勇 (Jiang Tianyong) 氏、黄琦 (Huang Qi) 氏の行方が分からなくなっていることを発表した。劉飛躍氏 (46歳) は、「国家政権転覆扇動」罪で逮捕された。人権弁護士江天勇氏 (45歳) は、「他人の身分証明書を使って20枚以上の切符を購入した」罪で9日間の行政拘禁下にあった」と警察が話したという。12月16日の国営新華社通信の報道によると、江氏は国家機密文書を違法に保持し、他国に国家機密を違法に提供したかどで、不特定な「強制的刑事措置」のもと身柄を拘束されているという。人権モニタリングサイト「六四天網」(64tianwang) を開設した黄琦氏 (53歳) に関しては、拘禁に関する正式な通知がなされていない。

2009年に政治的な理由で弁護士資格を剥奪された江氏は、長年、法輪功修行者やキリスト教徒に法的助言をするなど、人権分野の事案で積極的に活動してきたため、2011年に2カ月間拘禁され、拷問を受けた。また、黄氏はこれまで2回計8年間投獄されている。

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、これら3事案は、2013年3月に習近平国家主席が正式に権力の座についてから繰り返されているという。

中国の人権状況を監視する米議会の超党派委員会は、2015年版の年次報告書で、中国政府による反体制派や人権活動家らへの抑圧が、報告書の発表を始めた2002年以来最も広範囲にわたり、改革を求める穏健派も拘束するなど、習近平政権は過去の政権に比べても反対意見への許容度が低いとの見方を示し、中国政府が人権活動家や報道機関、少数民族などへの抑圧を強めているとして「中国の人権と法の支配の状況は悪化している」と批判した。

また、アメリカに拠点を置く NGO 中国人権調査団体・中国人権保護 (Chinese Human Rights Defenders, CHR) は、2014年、年次報告書で、中国共産党の支配下にある人権団体に対する拘束者は増加し、2014年には少なくとも955人の活動家が拘束され、多くのケースで拘束は正式な法的手続きを踏んでいないと報告した。さらに、同報告は、「テロ対策」の名のもとに、イスラム教を信仰するウイグル族の弾圧を強め、同民族の学者や活動家を拘束したと述べている。

アムネスティ・インターナショナルも多くの人権侵害事例を発表している。2013年10月21日に人権活動家の曹順利氏が挑発混乱引起罪で逮捕された。ジュネーブで開催される国連の人権メカニズムに関する研修プログラムに参加するため、北京空港にいたところを拘束された。曹氏は、国連人権理事会の普遍的定期審査 (UPR) に対する報告書作成に市民社会の参加を主張して、

中国国内で活動を行ってきた人物で、過去、2010年4月から1年間、2011年4月から1年3か月労働教養所に収容されていた。

また、ウイグル族人権活動家のラディア・カーデルさんの親戚約30人が2017年12月に拘束されていると同NGOは報告している。恣意的な不当逮捕で看守所（拘置所）に拘束されている模様だと報じた。そして、拷問や虐待を受けるおそれがあるという。この看守所は、ウイグル族やイスラム少数派を恣意的に半年から1年以上拘束しておく場所として知られている。

2018年1月、チベット語教育の推進を訴えるタシ・ワンチャクさんの裁判が始まったが、当局は分離主義扇動罪で起訴した。当局が提出した分離扇動罪の証拠は、2015年にニューヨークタイムズが制作した短い映像で、チベット語教育を学校で広めるワンチャクさんの活動を記録したものだ。

3. 中国憲法における人権規定

現行憲法（82年憲法）は、現在まで4回の改正（1998年、1999年、2004年）を行っているが、2004年の改正で、33条2項に、「国家は、人権を尊重し、保障する。」として、人権の文言が初めて憲法上明記された。しかし、同時に、同条3項で、「いかなる公民も、憲法及び法律の定める権利を享有し、同時に、憲法及び法律の定める義務を履行しなければならない。」と規定し、権利と共に、義務の履行を強調している。

そして、これを前提にして、精神的自由に関しては、「言論・出版・結社の自由」（35条）、「信教の自由」（36条）、「人身の自由」（37条）、「人格の尊厳」（38条）、「住居の不可侵」（39条）、「通信の自由及び通信の秘密の不可侵」（40条）、「国家機関に対する批判・建議の権利」（41条）、「文化活動を行う自由」（47条）が規定されている。

36条の「信教の自由」の規定に対して「何人も、宗教を利用して社会秩序を破壊し、市民の身体を健康を害し、国家教育制度を妨害する活動を行ってはならない。」として、宗教活動に規制を設けているが、その他の精神的自由に関しては、憲法の規定上は何らの制約も課されていない。

しかし同時に、人権を暗に制約する条項も置かれている。51条には、「中華人民共和国公民は、その自由及び権利を行使するに当たって、国家、社会及び集団の利益並びに他の公民の適法な自由及び権利を損なってはならない。」、52条には、「中華人民共和国公民は、国家の統一及び全国諸民族の団結を維持する義務を負う。」、53条には、「中華人民共和国公民は、この憲法及び法律を遵守し、国家の機密を保守し、公有財産を大切に、労働規律を遵守し、公共の秩序を守り、並びに社会の公德を尊重しなければならない。」、54条には、「中華人民共和国公民は、祖国の安全、榮譽及び利益を擁護する義務を負い、祖国の安全、榮譽及び利益を損なう行為をしてはならない。」と規定する。個人の人権保障より、公民として社会全体に対する義務を優先していることが分かる。

4. 中国憲法と中国共産党の権力

中国共産党の権力は中国憲法上どのように規定されているのだろうか。

憲法1条には、「中華人民共和国は、労働者階級の指導する労働者階級を基礎とした人民民主

義独裁の社会主義国家である（1項）。社会主義制度は、中華人民共和国の基本となる制度である。いかなる組織又は個人も、社会主義制度を破壊することは、これを禁止する（2項）。」、2条には、「中華人民共和国のすべての権力は、人民に属する（1項）。人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会である（2項）。人民は、法律の定めるところにより、各種の方途及び形式を通じて、国家の事務を管理し、経済及び文化事業を管理し、社会の事務を管理する（3項）。」、3条には、「中華人民共和国の国家機構は、民主集中制の原則を実行する（1項）。全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会は、すべて民主的選挙によって選出され、人民に対して責任を負い、人民の監督を受ける（2項）。国家の行政機関、裁判機関及び検察機関は、いずれも人民代表大会によって組織され、人民代表大会に対して責任を負い、その監督を受ける（3項）。中央と地方の国家機構の職権区分は、中央の統一的指導の下に、地方の自主性と積極性を十分に発揮させる原則に従う（4項）。」と規定している。

憲法上、民主集中制（3条）により、全人代は中国で最高の国家機関となり、国家の権力機関として全権的地位に立ち、あらゆる権限を統一的に行使する。その意味で、憲法上、三権分立は否定され、憲法実施の監督権限は全人代およびその常務委員会に、憲法の解釈権限は全人代常務委員会にそれぞれ付与されている（62条2号、67条1号）ので、実質的に中国共産党の権力は憲法を超えたものになっている。

その結果、たとえ憲法で人権が保障されているとしても、その行動が社会主義体制を破壊するものと共産党が判断した場合は、制約されることになる（1条2項）。

人権が侵害されたと訴える被害者が最後に寄って立つところは裁判所である。三権分立を建前とする機構を有する国家の場合は、行政府、立法府とは独立して、司法府が前者に対して判断を下すことが要求される。しかし、中国の司法制度は、中国憲法3条3項によって、人民代表大会が掌握することになっているので、いわゆる共産党の意に反した判決は出そうにない。その結果、逮捕されると、人権被害者は救済の方法が断たれることになる。

アムネスティ・インターナショナルやアメリカ国務省の「人権状況に関する報告書」等で批判されている通り、新疆ウイグル自治区における政治犯投獄や迫害、少数民族の抑圧、人権弁護士への不当逮捕監禁、インターネット規制などが行われているのが現状である。

5. 中国憲法と人権状況の乖離

上記のように、中国憲法には人権規定があるが、その人権内容も現実の人権侵害を見ると、大きな乖離がある。それは、実際の刑法あるいは刑事訴訟法の規定に現れている。

刑法2条には、刑法の任務として、「国家の安全を防衛し、人民民主独裁の政治および社会主義を防衛し」、「公民の人身の権利、民主的権利及びその他の権利を保護」することが規定され、13条でも「国家の主権、領土保全及び安全に危害を及ぼし、国家を分裂し、人民民主独裁の政権を転覆し、社会主義制度を覆し、社会秩序及び経済秩序を破壊し」、「公民の人身の権利、民主的権利及びその他の権利を侵害しその他社会に危害を及ぼす行為」を犯罪としている。

1979年の刑法では、反革命罪の章が設けられ、12の異なる「反革命」罪に対して、「政治的権利剥奪」（投票権と立候補権を奪われ、移動の自由を制限される）から死刑までの重い処罰が用意されていたが、新刑法では、題名が、「国家安全に危険を及ぼす罪」（102条から113条）となった。しかし、内実は旧刑法の条文を維持している。

刑事訴訟法は、2012年に290条からなる新刑事訴訟法が誕生した。憲法33条2項の人権保障条項の流れを受けて、刑事訴訟法に、法治主義と人権保障の規定が導入された。

人権保障の強化を示す具体的な改正の主な点として、①弁護権の強化（33条、37条）、②被疑者の取調べでの自己負罪拒否の特権（50条）と録音・録画（121条）、③違法に収集した証拠の排除（54条）、④逮捕・勾留の要件の明示（79条、80条）などが新設された。

しかし、一方で、「人民を保護し、国家の安全及び社会公共の安全を保障」（1条）するのが、人権の保障に先行して、刑事手続の任務だとされている。その結果、人権保障を侵害する口実を与えている。人権の侵害は、大半が中国共産党批判に対してなされているのが現状だからである。

総じて、刑法も刑事訴訟法も、人権の保障より国家体制すなわち、共産党独裁政権の維持を最優先とした法体系となっている。

その他、国家安全法（1993年）とその実施細則（1994年）にも、基本的自由権を制限する条項がある。この法律は、中国の領土外の組織・集団・個人による、あるいはこれらに扇動または資金を援助されたり、これらと共謀した中国国内の組織・個人による、国家の安全に危害を及ぼす活動を取り締まる（5条）ものだが、このような活動には、「政府の転覆を企てる」、「諜報活動」、「敵のために国家機密を収集し、漏洩する」、「官僚の反逆を扇動する」、「国家の安全を脅かすその他の活動」などが含まれる。「その他の活動」が何を指すかは、国家安全法実施細則の8条に示されているが、言論・出版・集会・信教の自由といった基本的自由権の行使が、国家安全に危険を及ぼす場合には、すべて「その他の活動」に含まれるとされている。基本的自由権の行使が、どのような状況で国家安全にとって危険になるかは明示されていないので、当局が判断する限り、「国家安全にとって危険」ということになる。

問題は、国家安全法の条項がきわめて広範囲に適用できるようになっていることである。当局が反体制派とみなした人びとすべてに適用できる。アムネスティ・インターナショナルによると、この法律は、「国家機密」を漏洩したとされる人たちに対してもっぱら適用されているという。

さらに、国家機密保護法（1988年）によっても、多くのジャーナリストを始め、共産党に批判的な人々が逮捕・投獄されている。アムネスティ・インターナショナルによると、この法律は、きわめて政治的に用いられているという。また、国家機密保護法の実施に関する手続き（1990年）は、さらに規定を広げて、共産党の権威を傷つけたり、社会的不満や民族の主張につながる恐れのある情報はほとんどすべて国家機密とされ、1993年以降、「国家機密漏洩」に対する最高刑は、一挙に死刑にまで引き上げられた。

6. 中国における人権侵害の現状とその法的根拠

アムネスティ・レポートによると多くの人権侵害が報告されている。アムネスティ・インターナショナルは、中国での人権侵害の最大の原因は、政治的弾圧を強行する中国政府の姿勢にあり、基本的人権や自由を無視した抑圧的な法律と法制度、司法制度にあると述べている。

アムネスティ・インターナショナルは、政治犯として不法逮捕され、拘禁され、拷問されている現状には、中国の法律上の制度が関わっていると報告している。その代表的な刑は、行政拘禁である。行政拘禁は、収容審査と労働矯正（教養）が二本柱となっている。行政拘禁を規定したいくつかの行政法規は、用語が曖昧なうえにしばしば互いに矛盾している。それが、行政拘禁の

野放図な適用をいっそう助長している。

収容審査制度は、犯罪をおこなったという予断だけで、起訴なしで対象者を3ヵ月間まで拘禁できる権限を警察に与えているものである。警察は何の監督、審査もされずに収容審査をすることができ、刑事訴訟法に規定されている手続きを回避するための手段として、この制度を不法に利用している。

アムネスティ・インターナショナルは、著名なジャーナリストである張偉国の例を挙げ、1989年に収容審査を受け、6ヵ月間拘禁されたのち正式に逮捕されたと報告している。そして、行政拘禁によって投獄されている者の総数は、1991年に公安局が発表した数字によると、1989年に93万人、1990年に90万2000人であったという。さらに、アムネスティ・インターナショナルは、政治的反対派を拘禁したり、経済政策の反対者を沈黙させるといった弾圧の手段として収容審査が使われるのは、たいてい証拠が何もないため、逮捕したくても逮捕する口実が見つからない時であると述べている。

労働矯正も反対派を拘禁するために適用されている。労働矯正は、警察など地方政府の代表からなる行政委員会によって決定され、最高で3年まで（ただしその後1年更新可能）の処分を科すことができる。この行政拘禁は、反社会主義的見解を持つとみなされた人々や、微罪を犯した人びとに適用されることになっている。当局にそのような人物とみなされれば、起訴も裁判もなしに拘禁され、弁護士に連絡することもできない。いったん拘禁されたら、たとえ無実でもそれを証明する手段は何もない。労働矯正は1957年に導入され、1979年と1982年に新しい法規が加えられて改正された。

「収容審査」と「労働矯正」の合法性については、中国国内でも疑問の声が上がっていたが、2013年第18期共産党中央委員会第3回総会で、労働矯正（教養）制度の廃止が採択された。ヒューマン・ライツ・ウォッチのアジア局長ブラッド・アダムズは、「中国政府はついに、長年にわたる内外からの批判に答えて、労働教養制度を廃止すると発表した」と指摘した。しかし同時に、「これは重要な一歩だが、裁判なしで拘禁できる制度を新設しないと政府の確約がなければ意味がない」と述べた。

刑事訴訟法の問題としては、まず、65条の「居住監視」が挙げられる。「居住監視」とは、当局が、人びとの行動の自由を完全に奪うために、利用している制度である。「居住監視」が適用できるのは、「逮捕する必要があるが十分な証拠が得られていない人物」に対してである。しかも、外部との接触を絶って無期限に恣意的拘禁をすることが可能である。

また、刑事訴訟法には個人の権利を保護する条項があるが、それを有名無実にするいくつかの抜け穴や、曖昧な条文が多いことが指摘されている。たとえば、64条は、「逮捕の理由及び留置の場所を24時間以内に被逮捕者の家族又はその所属する組織体に通知しなければならない」と規定するが、その前に「逮捕後、捜査に妨げがあるか又は通知の方法がない場合を除いて」という条件が付いており、その場合は、これを無視できる。

捜査の終結にも抜け穴がある。逮捕から起訴までの期間は最高でも5ヵ月を超えてはならないことになっている（124条、127条）が、「特別重大で複雑な事件」については、全国人民代表大会常務委員会の手承を得れば、起訴を無期限に先送りできるとされている（125条）。

おわりに

憲法や刑法あるいは刑事訴訟法に人権規定が導入されたことは一歩前進であるが、個人の人権保障より社会主義体制の維持、そのための共産党独裁の維持を最優先した法体系である限り、人権侵害は中国からなくなるならない。

中国は人治主義から法治主義に移行する法体系を構築しようとしているが、体制批判を許さない体質を共産党が持っている限り、刑法や刑事訴訟法の曖昧な条項と抜け穴を利用して、如何様にも当局が共産党を批判する者を厳しく取り締まることができる。

今の中国共産党の盤石な体制であれば、言論の自由を保障してもその体制はゆるぎないのであるから、それを許す度量を中国共産党は持つべきであろう。

*本論は、2016年度文教大学国際学部共同研究費による研究の一部である。

引用・参考文献：

1. アムネスティ・インターナショナル『アムネスティ・レポート中国の人権—政治的弾圧と人権侵害の実態』明石書店（1996年）
2. アムネスティ・インターナショナルホームページ <http://www.amnesty.or.jp/>（2018.1.31アクセス）
3. 海外立法情報調査室・宮尾恵美「【中国】刑法の改正」
<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02470110.pdf>（2018.1.31アクセス）
4. 北川佳世子、周舟「中華人民共和国刑法改正九について」比較法学 49巻3号（2016.3）
5. 高銘暄、憑軍「1997年中国新刑法典について」比較法学 32巻2号（1999.1）
6. 坂口一成「中国刑法における「反革命の罪」から「国家の安全に危害を加える罪」への改正の意味—「反革命目的」の削除を手がかりに一」ノモス 18号（2006.6）
7. 鈴木敬夫「中国刑事訴訟法改正と「取調べの可視化」問題：正義と法的安定性の葛藤、札幌学院法学 28巻2号（2012.3）
8. 田口守一、張凌「中華人民共和国新旧刑事訴訟法対照」比較法学 31巻1号（1999.1）
9. 陳家林「中国刑法の理論と実務の現状」
<http://www.kansai-ac.jp/ILS/publication/asset/nomos/26/nomos26-03.pdf>（2018.1.31アクセス）
10. 陳沢憲「中国刑法改正における罪刑法定主義の問題」比較法学 31巻1号（1997.7）
11. 土屋英雄編『中国の人権と法—歴史・現在そして展望』明石書店（1998年）
12. 土屋英雄『中国「人権」考—歴史と当代』日本評論社（2012年）
13. 野村稔、張凌「中華人民共和国新刑法（1997年）について」比較法学 32巻2号（1999.1.1）
14. 野村稔、張凌「中華人民共和国新刑事訴訟法」を執行する解釈」比較法学 34巻2号（2001.1.1）
15. ヒューマン・ライツ・ウォッチホームページ <https://www.hrw.org/ja/asia/japan>
16. 倪潤「2012年中国刑事訴訟法の改正について：北大刑事法研究会報告」北大法学論集 63巻4号（2012.11.18）
17. 屠錦寧「中国刑事法の概要（I）刑法」Science Portal China
https://www.spc.jst.go.jp/experiences/chinese_law/downloads/12002tu.pdf（2018.1.31アクセス）
18. 法務省大臣官房司法法制部「中華人民共和国刑事訴訟法（2013年1月1日施行）法務資料第463号（平成25年3月）

